

評定制度に係る論点（2）

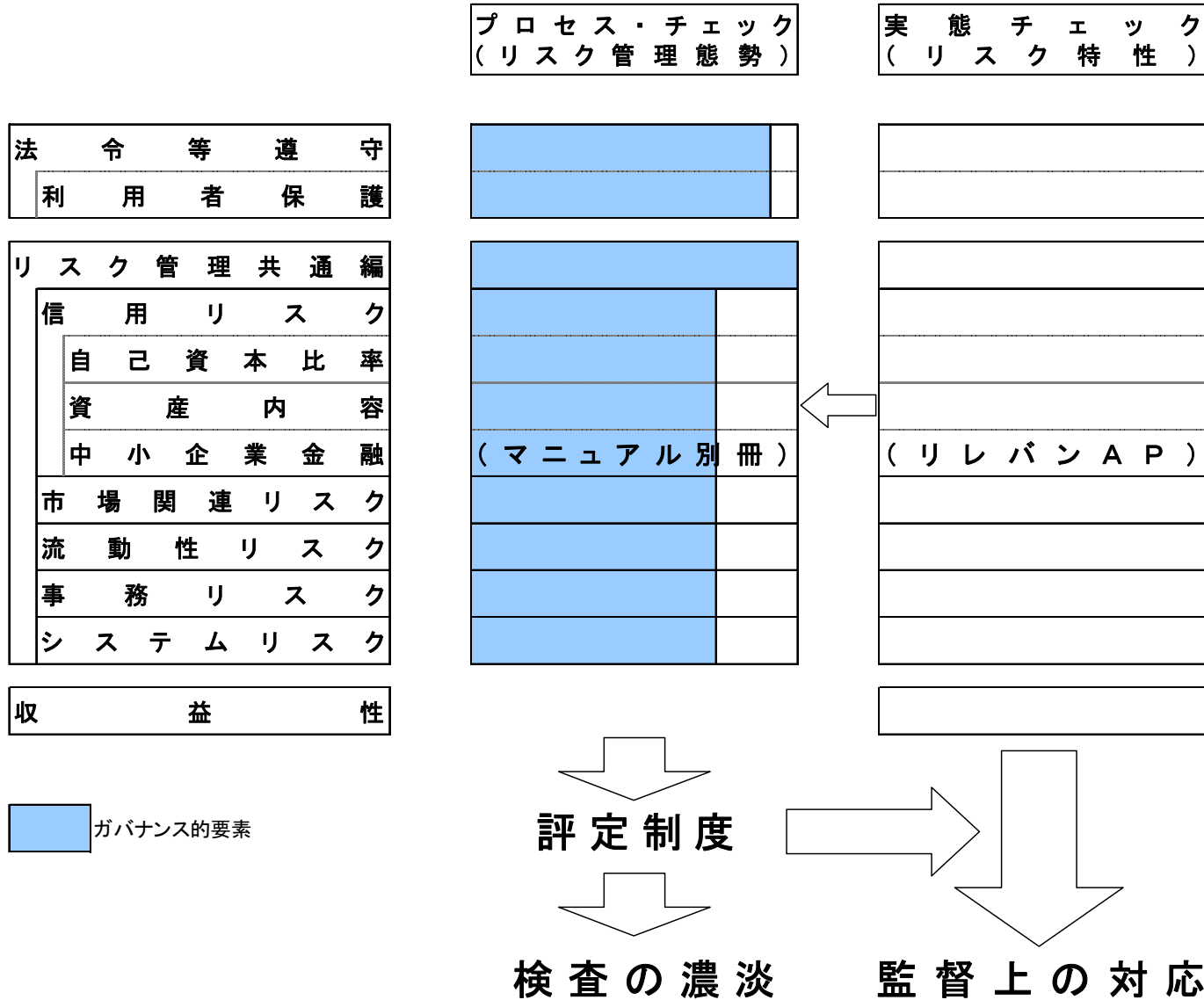
2005年3月

金融庁検査局

目次

- 評価項目はどうすべきか P. 3
- 評価段階数はどうすべきか P. 4～6
- 評価の効果をどう考えるか P. 7、8
（1）、（2）
- 総合評価のあり方をどうするか P. 9～11
- 評定結果・通知 P. 12、13

評価項目はどうすべきか



評価段階数はどうすべきか

- 4段階か5段階か。
- 偶数段階評価は、奇数段階評価よりも甲乙を明確に示すことができ、「経営改善に向けた動機付けを行う」観点からは、より効果的か。
- 英は4段階、米は5段階。しかし、米でも、3以下は既に問題金融機関という位置付け。さらに5となると、既に危機的な状態にあるというイメージで、実際には例外的にしか使われていない模様。

4 段階とした場合の各評価段階が示す水準 (信用リスクの例)

- A (良好・強固) :

信用リスク管理について、強固なリスク管理態勢等を構築している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

- B (普通) :

信用リスク管理について、十分なリスク管理態勢等を構築している。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、何らかの対応もなされている。

- C (不良・懸念) :

信用リスク管理について、不十分なリスク管理態勢等となっており、認識される弱点は軽微ではなく、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

- D (極めて不良) :

信用リスク管理について、リスク管理態勢等に懸念がある、もしくは、極めて不十分な実態にある。その結果、金融機関としての存続が脅かされる恐れがある、もしくは存続が脅かされている状況にある。

(参考) CAMELS 評価 (Asset Quality)

- 1 : 強固な資産内容を有し、与信管理が行われている。認識される弱点は軽微であり、資本の保持と経営能力に関するリスクエクスポージャーは小さい。
- 2 : 十分な資産内容を有し、十分な与信管理が行われている。分類及びその他の弱点の水準や重大性を踏まえた監督上の懸念は小さい。リスクエクスポージャーは、資本の保持及び経営能力に見合っている。
- 3 : 資産内容又は与信管理が不十分な水準にある。資産の質の劣化や、リスクエクスポージャーの増加の兆候が見られる。分類資産や、その他の弱点、諸リスクのレベルと重大性に鑑みて高いレベルの監督上の留意を要する。与信管理とリスク管理の改善が必要。
- 4 : 資産内容又は与信管理に欠陥がある。リスクと問題資産のレベルは深刻であり、コントロールは不十分である。このまま含み損が放置されれば、金融機関としての存続が脅かされる恐れがある。
- 5 : 資産内容又は与信管理に重大な欠陥があり、金融機関としての存続の危機が差し迫っている。

評価の効果をどう考えるか（１） （経営改善に向けたインセンティブ）

- 評定結果を踏まえて、各金融機関において自主的な経営改善への取組みが期待されるのではないか。
- 例えば、
 - 法令等遵守態勢の充実
 - 利用者保護の向上等
 - 信用リスク管理態勢の充実
 - 中小企業向け融資態勢の充実等

評価の効果をどう考えるか（２） （メリハリのある行政対応）

- 検査周期、範囲、深度 ⇒ 平均的な検査評定であれば、平均的な検査周期等で対応か。
- 監督上の対応 ⇒ 検査評定を、オフサイトによる実態チェックと組み合わせつつ、監督上の対応につなげるか。
- 米では、総合評価が３以下であると、検査周期が短かくなるとともに、業務改善命令等の要否が検討される。

総合評価のあり方をどうするか

- 総合評価はあった方が、金融機関にとってもインセンティブとして分かりやすいし、メリハリのある検査・監督につなげやすいか。
- しかし他方、ウェイト付けが難しく、また独り歩きした場合に風評リスクにつながらないとも限らないのではないか。
- ポイントの1つは、評定結果をメリハリのある検査や監督にどうリンクさせるかということではないか。

(つづき)

例えば、検査とのリンクについては、

- 個別評価において、低評価項目がない場合（例えば、AとBしかなく、C以下がない場合） ⇒ 平均より長い検査周期とするか。
- 個別評価において、低評価項目が少ない場合（例えば、Dがなく、かつ、Cも2つ以下である場合） ⇒ 平均的な検査周期とするか。
- 上記以外の場合 ⇒ 平均より短い検査周期とするか。

(注)

- 個々の評価項目の水準感については、実施した上での実態を踏まえなければ決定しづらいか。
- 通年・専担体制をとっている主要行については、検査周期は常に年1回で、範囲や深度によるメリハリが中心となるか。
- いずれの場合においても、必要に応じ、ターゲット検査は機動的に実施されることになるか。

(つづき)

また、例えば、 監督とのリンクについては、

- 検査において指摘事項があれば（評定結果に関わりなく）常に銀行法24条に基づく報告徴求が行われる。
- 24条報告等を踏まえ、更なる監督上の対応を検討するための判断要素の1つとして個別評定を用いることとするか（今後、監督局において検討）。

評定結果・通知

- 評定結果は、エグジット・ミーティングの際、経営陣に示し、十分議論するべきか。
- 評定結果に不服がある場合、意見申出制度を利用できることとするべきか。
- 最終的には、検査結果通知の一部として、被検査金融機関に通知されることになるか。

各国の不服申立て（イメージ図）

